

○学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

平成十九年三月十二日
文部科学省令第七号

改正 平成十九年三月十二日
同 二年 三月二十日
同 二年 六月十五日

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十九條の四第三項(同法第七十條の十一において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学校教育法第六十九條の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を規定する省令に次のように定める。

学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第一九文科令四〇・一(改正)

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第百十條第三項に規定する細目のうち、同條第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(昭和二十二年法律第二十六号)第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第一九文科令四〇・一(改正)

第十六編 教育

学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第一九文科令四〇・一(改正)

当該認定評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認定評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
二 教員組織に関すること。
三 教育課程に関すること。
四 施設及び設備に関すること。
五 事務組織に関すること。
六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
七 財務に関すること。
八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
九 前項に定めるもののほか、法第百九條第三項の認定評価に係る認定評価機関にならうとする者の認定の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同條第二項第一号に関するものは、当該認定評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認定評価を行うものとして定められているものとする。
一 教員組織に関すること。
二 教育課程に関すること。
三 施設及び設備に関すること。
四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

第二条 法第百十條第二項に規定する細目のうち、同條第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

文部省令第十一号)並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和五十七年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第二十二号)に、それぞれ適合していること。

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進捗に留意する観点からする評価に係る項目が定められていること。
三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

2 前項に定めるもののほか、法第百九條第二項の認定評価に係る認定評価機関にならうとする者の認定の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同條第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認定評価の業務に従事していること。ただし、法第百九條第三項の認定評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認定評価の業務に従事していること。
二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認定評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
三 認定評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
四 法第百九條第二項の認定評価の業務及び同條第三項の認定評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認定評価の業務の実施体制を整備していること。
五 認定評価の業務に係る経理については、認定評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第百九條第二項の認定評価の業務及び同條第三項の認定評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認定評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第百十條第三項に規定する細目のうち、同條第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 学校教育法施行規則第百六十九條第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
二 大学から認定評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認定評価を行うこととしていること。
三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認定評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
四 前項に定めるもののほか、法第百九條第三項の認定評価に係る認定評価機関にならうとする者の認定の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同條第二項第六号に関するものは、認定評価を行った後、当該認定評価の対象となつた専門職大学院を置く大学が次の認定評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程及び教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

(平成十九年三月十二日) 第一九文科令四〇・一(改正)

法第百十條第二項各号を適用するに際して必要な細目(法第百十條第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第四条 第一條第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八條第一項に規定する法科大学院(以下この項及第二十六編 教育 定める省令)

第二十六編 教育 (学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令) 二五三五168

研究の実施に関すること。
ア 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。
イ 専門職大学院設置基準第二十五條第一項に規定する法務院修者の認定に関すること。
ロ 教育上必要な施設及び設備(ア)に掲げるものを除く。)に関すること。
ハ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。
ニ 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む。)に関すること。

二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認定評価機関にならうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号)第二條に規定する法曹養成の基本原理を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を助長しつつ総合的に評価するものその他同法第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

2 評価機関にならうとする者の認定の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同條第二項第一号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認定評価の業務に従事していることとする。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 平成十九年三月二十日(第一九文科令四〇・一)抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 平成十九年三月二十日(第一九文科令四〇・一)抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 平成十九年三月二十日(第一九文科令四〇・一)抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則（平成二十二年六月十五日文部科学省令第25号）
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

A〔目次〕一〇九二・三三〇

第二十六編 教育（（学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令）

二五三五・169

第二十六編 教育

二五三六

A〔目次〕一〇九二・三三〇

第一章 総則

○教育基本法

(平成十八年十二月二十二日)
法律第百二十一号

教育基本法をここに公布する。

教育基本法

教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 教育の目的及び理念(第一条―第四条)

第二章 教育の実施に関する基本(第五条―第十五条)

第三章 教育行政(第十六条―第十七条)

第四章 法令の制定(第十八条)

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた

第二十六編 教育(教育基本法)

第二十六編 教育(教育基本法)

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に依り、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸

D(日法八三三八・九) 95

人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

第二十六編 教育(教育基本法)

第二十六編 教育(教育基本法)

ばしつと社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を確保し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組み意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(入学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

D(日法八三三八・九) 95

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健全な成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び

第十四条 この法律に規定する諸事項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

第十八条 この法律に規定する諸事項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

(教育振興基本計画)

第十四条 この法律に規定する諸事項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

(教育振興基本計画)

第十四条 この法律に規定する諸事項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

(教育振興基本計画)

第十四条 この法律に規定する諸事項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

(教育振興基本計画)

第十四条 この法律に規定する諸事項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

(教育振興基本計画)

第十四条 この法律に規定する諸事項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

(教育振興基本計画)

第十四条 この法律に規定する諸事項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

第二十六編 教育(教育基本法)

第二十六編 教育(教育基本法)

び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項

平成22年3月12日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、平成21年4月17日にとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）の提言及び平成22年3月の学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）の一部改正などによる、認証評価機関の定める法科大学院の認証評価を行うための基準の見直しに関して、各認証評価機関に対し、次の事項に留意されるよう求めたい。

1. 認証評価項目の改正関係（第4条第1項第1号）

（1）「イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。」

認証評価を受ける法科大学院（以下「受審法科大学院」という。）が、特別委員会報告において積極的に情報提供を行うべき事項として例示された事項などの基本的な情報について、法科大学院案内、入学者募集要項やホームページなどを通じて、自ら主体的に入学者希望者をはじめとする社会一般に対して提供しているかを評価することが求められる。

（2）「ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。」

受審法科大学院が、入学者選抜における競争的な環境を整え、入学者の質を確保するよう取り組んでいるかを評価する必要がある。

その際、法科大学院適性試験について、実施機関により総受験者数や得点分布状況などを考慮した、法科大学院への入学に最低限必要と考えられる点数の基準が公表された場合には、受審法科大学院において当該基準が適切に活用されているかを評価することが求められる。

特に、受審法科大学院の実施する入学者選抜において、社会人を含めたすべての受験者に対し、当該基準が等しく適用されているかを確認する必要がある。

97

（3）「ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。」

受審法科大学院が、専任教員について、法律基本科目をはじめとした教育上主要な科目において、その年齢構成にも配慮しながら、十分な教育研究上の業績や実務上の実績及び教育を担当する能力を有する者を確保し、適切に配置しているかを評価することが求められる。

（4）「ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。」

受審法科大学院が、法科大学院修了者の共通的な到達目標が策定された場合には、当該目標を踏まえて、必要な教育課程の編成や適切な学修指導を実施しているかを評価することが求められる。

特に、受審法科大学院が、司法試験の解答の作成方法に傾斜した技術的教育などの司法試験の受験指導に過度に偏した教育や、法律基本科目や司法試験の選択科目となっている一部の授業科目に偏した教育を行っているかを評価することが求められる。

（5）「ト 授業の方法に関すること。」

受審法科大学院において、双方向・多方向的な授業方法を基本とした適切な授業方法により、教育が実施されているかを評価することが求められる。

（6）「チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。」

受審法科大学院において、GPA制度の活用などによる厳格な成績評価・修了認定が実施されているかを評価することが求められる。

その際、GPA制度や進級制度の導入状況について形式的に評価するのではなく、受審法科大学院において当該制度が実質的に機能し、厳格な成績評価・修了認定が実施されているかを評価することが重要である。

また、法科大学院修了者の共通的な到達目標が策定された場合には、受審法科大学院が、在籍する法科大学院生の当該目標の達成度について、厳格な成績評価・修了認定により適切に評価しているかを評価することが期待される。

（7）「リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。」

98

受審法科大学院において、適切なフナカルティ・ディベロップメント（教員の職能開発）が実施されるとともに、その充実が図られているかを評価することが求められる。

（8）「又 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。」

履修登録単位数の上限の設定については、特別委員会報告において、引き続き36単位を標準とする考え方を維持しつつも、法学未修者教育の充実の観点から、各法科大学院の判断により法学未修者1年次については、配当する法律基本科目を6単位増加させ、最大42単位とすることを認めると提言されており、認証評価においては、当該提言を踏まえた評価を実施することが求められる。

法学未修者1年次における当該増加単位は、あくまで法律基本科目に係る学修を補完することを目的としていることを踏まえ、受審法科大学院において、司法試験の受験対策が実施されていないか、過剰な学修範囲の拡大などにより法科大学院生の自学自修を妨げられる結果となっていないかなどを評価することが求められる。

（9）「J 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。」

受審法科大学院の実施する法学既修者認定試験の内容が、認定により修得したものとみなす科目に対応して適切に実施されているかを評価する必要がある。

69

（10）「カ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること。」

法曹養成の中核的機関という法科大学院の設置目的にかんがみ、司法試験の合格状況などを含む、法科大学院修了者の進路について評価することが求められる。

法科大学院修了者の進路については、司法試験の合格状況や法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）への進路のみではなく、受審法科大学院の掲げる人材育成の目標を踏まえた、企業や官公庁などの多様な職域への進路を含むものであることに留意する必要がある。

特に、司法試験の合格状況については、単に司法試験合格率などの数値的指標のみで判断するのではなく、合格状況の分析やその改善に向けた教育内容・教育体制の見直しが適切に実施されているかなど、法科大学院の取組について総合的に評価される必要がある。

また、法科大学院修了者の進路については、本人が進路に関する情報を提供しない場合や本人との連絡が取れない場合があるなど、全員の把握が難しい現状にあると考えられるが、各法科大学院においては可能な限りにおいてその把握に努めることが求められる。よって、法科大学院修了者の進路の評価にあたっては、単に把握状況についての数値的指標のみで判断するのではなく、受審法科大学院において把握のための適切な取組が行われているかどうかをあわせてを評価する必要がある。

2. 評価方法関係（第4条第1項第2号）

「評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第三百二十九号）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。」

「特に重要と認める事項」（特別委員会報告における「重点評価項目」）については、特別委員会報告で例示された項目*を踏まえて設定されることが期待される。また、それ以外についても、各認証評価機関の判断で、必要と思われる項目を付加することも考えられる。

100

※ 特別委員会報告において提言された「特に重要と認める事項」（重点評価項目）の例

- ・ 入学者の質（適性試験の状況（入学最低基準の運用状況など）、競争倍率等の入学者選抜状況など）
 - ・ 修了者の質（教育課程の編成の状況（授業科目間のバランス、共通的な到達目標の達成状況など）、厳格な成績評価の実施状況、司法試験の合格状況など）
 - ・ 教育体制の確保（教員の教育研究上の業績・能力、適正な入学定員の規模など）
- 「特に重要と認める事項」として設定されていない項目についても、適格認定にあたっての総合的な判定の要素として考慮することを可能とする必要がある。
- 明白かつ重大な法令違反については、適格認定にあたっての重要な判断要素であり、これについては、「特に重要と認める事項」に当たるか否かにかかわらず、評価結果の中で適切に取り扱われる必要がある。